

令和8年度

公共用水域及び地下水の
水質の測定に関する計画

(案)

令和8年3月

兵庫県

目 次

1	令和8年度公共用水域の水質測定計画	1
2	令和8年度公共用水域の水質測定計画表	8
3	機関別・項目別検体数一覧表	22
4	令和8年度地下水の水質測定計画	25
5	令和8年度地下水の水質測定計画表	32
6	調査区分別・機関別・項目別検体数一覧表	46
7	令和8年度水質測定地点図	49
8	環境基準	59

令和8年度
公共用水域水質測定計画

令和8年度公共用水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の公共用水域の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観（油膜の目視調査を含む）、臭気、透視度、透明度、流量

(2) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩

(3) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA

(5) トリハロメタン生成能

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの合計値

(6) 特殊項目

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

(7) その他の項目

塩化物イオン、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、陰イオン界面活性剤、一般細菌等

(測定地点)

- 2 測定地点は、別添「公共用水域の水質測定計画表」に掲げる河川 236 地点、湖沼 1 地点、海域 88 地点の 324 地点とする。

(測定回数)

- 3 測定回数は、原則として次のとおりとする。
- (1) 一般項目及び生活環境項目
- ア 環境基準点及び重要な利水点においては、年間を通じ、月 1 日以上各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「通年調査」という）ものとする。
- イ その他の測定地点においては、年間を通じ、原則年 4 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「一般調査」という。）ものとする。
- ウ 環境基準点及びこれに準ずる地点においては、水質の日間変動、水利用を考慮して年間を通じ 1 日以上、各 1 日につき 2 時間間隔で 13 回採水分析する（以下「通日調査」という）ものとする。
- (2) 健康項目
- 年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。このうち 1 日以上は、原則として全項目について実施する。
- (3) 要監視項目、特殊項目及びその他の項目
- 年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。

(採水時期)

- 4 採水時期は、原則として次のとおりとする。
- (1) 河川
- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。
- (2) 湖沼
- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。
- (3) 海域
- ア 採水日は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(採水地点及び採水方法)

- 5 採水地点及び採水方法は、原則として次のとおりとする。
- (1) 河川
- 採水地点は原則として流心とし、水面から水深の 2 割程度の深さで採水するものとする。

(2) 湖沼

循環期には、表層から採水する。停滞期には、深度別に多層採水を行う。深度の区分は、5～10mごとを標準とする。

(3) 海域

表層（海面下0.5m）及び中層（同2m）の2層又は必要に応じて底層を含む3層から採水するものとする。

(測定方法)

- 6 測定方法は原則として別表－1に掲げる方法によるものとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果報告の際に特記するものとする。

(測定機関)

- 7 測定機関は別添「公共用水域の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(緊急モニタリング)

- 8 災害が発生した場合等で公共用水域への汚染が懸念される場合にあっては、緊急的に健康項目を中心に調査を実施する。測定地点については、影響が及ぶと想定される地点を適宜選定し、測定回数については、流達時間を考慮し、適宜定める。

(測定結果)

- 9 測定結果は、採水月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、最終の3月に実施の測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、健康項目で環境基準値を超えたことが判明したときは、速やかに通報するものとする。

別表－1 測定方法（公共用水域）

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)	
一般項目	気温	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格K0102-1 7に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法	—	—	—	—
	臭気	規格K0102-1 11.2に定める方法	—	—	—	—
	透視度	規格K0102-1 8に定める方法	—	1	—	—
	透明度	海洋観測指針(気象庁編)に定める方法	—	0.1	—	—
	流量	原則として水質調査方法(昭和46年環水管第30号)又は規格K0094の8.4に定める方法	m ³ /sec	0.01	0.01	—
生活環境項目	pH	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—	—	—	類型による
	DO	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5	0.5	
	BOD	規格K0102-1 18に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
	COD(酸性法)	規格K0102-1 17.2に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
	SS	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表8に掲げる方法	mg/L	1	1	
	大腸菌数	規格K0102-5 5.6.2(規格K0102-5 5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	CFU/100mL	1	1	
	油分等	河川、湖沼にあっては規格K0102-1 22に定める方法 海域にあってはK0102-1 22.5に定める方法	mg/L	0.5	0.5	
	全窒素	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法 海域にあっては規格K0102-2 17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	mg/L	0.05	0.05	
	全磷	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のbを除く。)に定める方法	mg/L	0.003	0.003	
	全亜鉛	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	
	ノニルフェノール	告示付表9に掲げる方法	mg/L	0.00006	0.00006	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	
健康項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。 ア 硝酸性窒素 規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。 イ 亜硝酸性窒素 規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10	
ふっ素	規格K0102-2 5.2、5.3及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法	mg/L	0.08	0.08	0.8	
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
クロロホルム	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.006(健康) 0.0006(生物)	0.06(健康) 類型による(生物)
トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
1,2-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
p-ジクロロベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
ダイアジノン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
フェントロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
オキシ銅	通知付表2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
クロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
ジクロロボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
フェノカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
イブペンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
クロロニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
トルエン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
キシレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
フル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	mg/L	0.001	0.001	—
モリブデン	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長は313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	mg/L	0.007	0.007	0.07
アンチモン	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
塩化ビニルモノマー	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
エピクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
全マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	mg/L	0.02	0.02	0.2
ウラン	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
フェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管第031105001号。以下「通知3」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	類型による
ホルムアルデヒド	通知3付表2に掲げる方法	mg/L	0.003	0.003	
4-t-オクチルフェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年3月27日付け環水大発第1303272号。以下「通知4」という。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	
アニリン	通知4付表2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	
2,4-ジクロロフェノール	通知4付表3に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	
PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.000002	0.000002	0.00005
トリハロメタン生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に定める方法	mg/L			
フェノール類	規格K0102-4 5.2に定める方法又はEPA準拠自動分析法(4-アミノアンチピリン法)	mg/L	0.01	0.01	—
銅	規格K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	mg/L	0.001	0.001	—
鉄(溶解性)	規格K0102-2 16.3、16.4又は16.5に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
マンガン(溶解性)	規格K0102-2 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
クロム	規格K0102-3 24.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)
塩化物イオン	規格K0102-2 6に定める方法又は自動分析法(チオシアン酸第二水銀-吸光度法)	mg/L	1	1	—
塩素量	海洋観測指針に定める方法	‰	0.1	0.1	—
アンモニア性窒素	河川は規格K0102-2 13、湖沼は上水試験方法、海域は海洋観測指針に定める方法	mg/L	0.01	0.01	—
亜硝酸性窒素	河川は規格K0102-2 14、湖沼は同上、海域は海洋観測指針又は水質化学分析法(三宅康雄・北野康共著、地人書館)に定める方法	mg/L	0.005	0.005	—
硝酸性窒素	河川は規格K0102-2 15又はEPA準拠自動分析法(Cd-Cu還元、ナフチルエチレンジアミン法)、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.05	0.05	—
磷酸性磷	河川は規格K0102-2 18.2、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.01	0.01	—
陰イオン界面活性剤	規格K0102-4 6.2に定める方法又は自動分析法(メチレンブルー吸光度法)	mg/L	0.01	0.01	—
一般細菌	上水試験方法に定める方法又は水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号。以下「省令」という。)別表1-(4)に掲げる方法	個	1	1	—
総硬度	上水試験方法に定める方法又は規格K0102-3 10.2 ICP発光分析法		1	1	—
蒸発残留物	上水試験方法に定める方法又は規格K102-1 14.4	mg/L	1	1	—
色度	上水試験方法に定める方法	度	1	1	—
濁度	上水試験方法に定める方法又は省令別表6-(2)に掲げる方法	度	1	1	—
電気伝導率	規格K0102-1 13に定める方法	μ S/cm	1	1	—
溶解性COD	メンブランフィルター(0.45 μ m)ろ過後、規格K0102-1 17に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
クロロフィルa	海洋観測指針に定める方法又は上水試験方法20.2に定める方法	mg/m3	0.1	0.1	—
プランクトン	海洋観測指針に定める方法				

備考

1 PFOS及びPFOAについては、PFOS(直鎖体及び側鎖体)とPFOA(直鎖体及び側鎖体)の濃度の和とする。

地点名	項目																			
	濁度	色度	電気伝導率	蒸発残留物	総硬度	一般細菌	陰イオン界面活性剤	他	の	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他
	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
中川橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
真砂橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中津橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
甲子園口2丁目																				
九郎橋上流																				
下広田橋																				
親水南公園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二つ橋																				
神祇官橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
住江橋																				
流末																				
銀水橋																				
大井手橋																				
夙川橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
腹原橋																				
流末																				
流末																				
阪神電鉄南																				
宮川橋																				
上水源取水口																				
業平橋																				
琴田橋																				
本町橋																				
辰巳中橋																				
石屋川橋																				
第一友田橋																				
流末																				
山手幹線上流																				
住吉川橋																				
昌平橋																				
小野柄橋																				
水源池上流																				
南所橋																				
若宮橋																				
福田橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
志筑橋																				
上加茂橋																				
潮橋																				
馬木橋																				
物部橋																				
藤原橋																				
玉津大橋																				
上水源取水口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
嘉水橋	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
流末																				
流末																				
流末																				
水道橋																				
二越橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

令和 8 年度
地下水の水質測定計画

令和8年度地下水の水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の地下水の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の種類)

1 調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じて、年次計画を立てて、計画的に実施する調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに判明した、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための調査とする。

(4) 緊急モニタリング調査

地震等の災害発生等で、地域での地下水汚染が懸念される場合にあっては、その地域での発生源の状況等に基づき、調査項目、地点を適宜定めて地下水のモニタリング調査を実施する。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度

(2) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

(4) その他の項目

pH、電気伝導率、塩化物イオン、大腸菌数、一般細菌

(5) 井戸の諸元項目

井戸の形式、使用目的、使用状況、ストレーナーの位置、地下水位、井戸深度等

(測定地域及び測定地点)

- 3 測定地域(メッシュ)及び測定地点は、別添「地下水の水質測定計画表」に掲げる概況調査 87メッシュ、92地点(井戸)、継続監視調査 71メッシュ 110地点とする。

(測定回数)

- 4 測定回数は、年1回以上とする。

(測定方法)

- 5 測定方法は別表-2に掲げる方法によるものとする。

(測定機関)

- 6 測定機関は別添「地下水の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(測定結果)

- 7 測定結果は、測定した月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより、電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、3月に実施した測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、環境基準値を超える値が検出された場合は、速やかに通報するものとする

別表-2 測定方法 (地下水)

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値	
一般項目	気温	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格K0102-1 7に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法		—	—	—
	臭気	規格K0102-1 11.2に定める方法		—	—	—
	透視度	規格K0102-1 8に定める方法		1	—	—
環境基準項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。))付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	クロロエチレン	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日付け環境庁告示第10号)付表に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和	mg/L	0.004	0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。 ア 硝酸性窒素 規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。 イ 亜硝酸性窒素 規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10	
ふっ素	規格K0102-2 5.2、5.3及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法	mg/L	0.08	0.08	0.8	
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

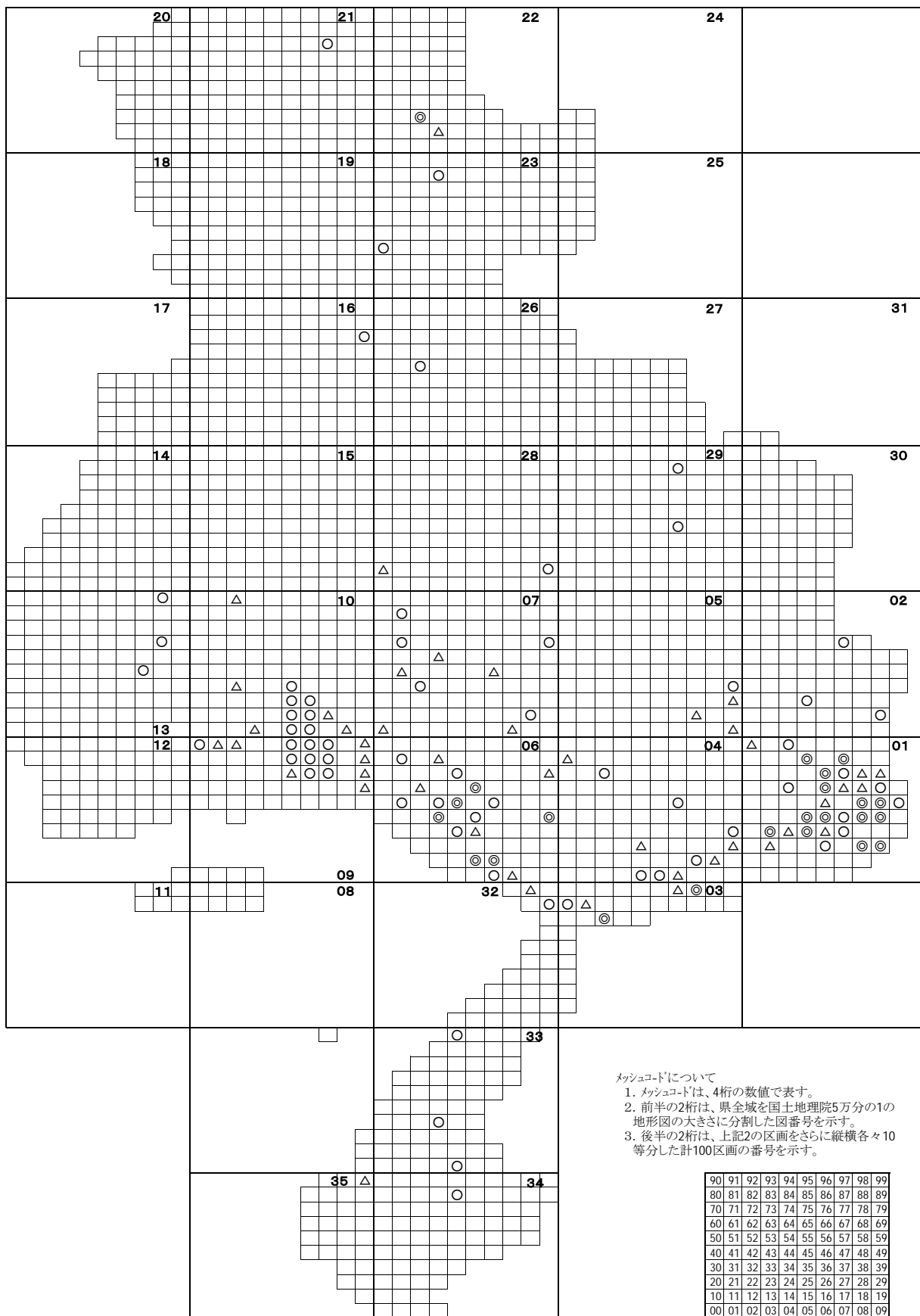
調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値
クロホルム	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
1,2-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
p-ジクロロベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
ダイアジン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
フェニトロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
イソプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
オキシシン銅	通知付表第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
クロタクロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
ジクロロボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
フェノブカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
クロルニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
トルエン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
キシレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	mg/L	0.001	0.001	—
モリブデン	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法(ただし、測定波長は313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム(II)溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	mg/L	0.007	0.007	0.07
アンチモン	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
エピクロロヒドリン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号。)付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
全マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	mg/L	0.02	0.02	0.2
ウラン	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水土大発第2005282号。)付表1に掲げる方法	mg/L	0.000002	0.000002	0.00005
pH	規格K0102-1 12に定める方法		—	—	—
電気伝導率	規格K0102-1 13に定める方法	μS/cm	1	1	—
塩化物イオン	規格K0102-2 6に定める方法	mg/L	1	1	—
大腸菌数	告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
一般細菌	上水試験方法に定める方法	個	1	1	—

備考

1 PFOS及びPFOAについては、PFOS(直鎖体及び側鎖体)とPFOA(直鎖体及び側鎖体)の濃度の和とする。

様式2 井戸諸元調査表

メッシュコード		井戸 番号		調査 日時	年 月 日() 時 分				
天候		気温		水温		臭気		外観	
所有者									
所在地									
井戸の形式	1 手掘井戸 2 打込井戸 3 機械掘井戸 4 自噴・湧水 5 その他()								
井戸の設置年	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年								
取水施設	1 電動ポンプ 2 手押ポンプ 3 つるべ 4 自噴水 5 その他								
使用状況	1 毎日使用 2 時々使用 3 未使用 4 その他								
使用量又は人数	m ³ /日 人								
使用目的	1 水道水源 2 一般飲用 3 生活用水(洗濯・風呂・撒水・庭等水やり・営業用雑用水等) 4 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5 その他(農業用水・家庭菜園・不明・)								
地下水位等	地表よりの地下水位 m 井戸深度 m(実測・聴取) 採水方法(1 直接採水 2 蛇口採水等) 井戸区分(1 浅井戸 2 深井戸 3 その他)								
ストレーナー位置	No.1 m No.2 m No.3 m								
地下水変動 (水量・水位)	1 水量多い 2 季節によって枯れることがある 3 最近枯れやすくなった 4 その他の変化()								
水道普及度	1 上水道なし 2 上水道あり(水道が主) 3 上水道あり(地下水が主) 4 その他								
下水道普及度	1 下水道 2 単独浄化槽 3 合併浄化槽 4 汲み取り 5 その他								
井戸周辺の状況	1 住宅地 2 商業地 3 工業地 4 農地 5 その他								
周辺事業場等概要									



メッシュコードについて
 1. メッシュコードは、4桁の数値で表す。
 2. 前半の2桁は、県全域を国土地理院5万分の1の地形図の大きさに分割した図番号を示す。
 3. 後半の2桁は、上記2の区画をさらに縦横各々10等分した計100区画の番号を示す。

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

令和8年度地下水の水質測定地点図

- 1 ○ 概況調査メッシュ
- 2 △ 継続監視調査(汚染地区)メッシュ
- 3 ◎ 概況調査と継続監視調査(汚染地区)を兼ねるメッシュ

要 監 視 項 目															そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン			アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数	
																										4	4	4	1	1		0167	51	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									1	1	1	1	1	1	1	2222	51	
																										1	1		1	1		0156	05	
																										1	1	1		1	1		0217	01
																										1	1	1		1	1		0265	01
																										1	1	1		1	1		0472	02
																										1	1	1		1	1		0539	03
																										1	1	1		1	1		0634	06
																										1	1	1		1	1		0651	05
																										1	1	1		1	1		0656	01
																										1	1	1		1	1		0681	01
																										1	1	1		1	1		0718	06
																										1	1	1		1	1		0732	03
																										1	1	1		1	1		0761	02
																										1	1	1		1	1		0769	01
																										1	1	1		1	1		0781	01
																										1	1	1		1	1		0990	02
																										1	1	1		1	1		1347	02
																										1	1	1		1	1		1368	01
																										1	1	1		1	1		1398	01
																										1	1	1		1	1		1679	01
																										1	1	1		1	1		2177	02
																										1	1	1		1	1		2330	04
																										1	1	1		1	1		2383	02
																										1	1	1		1	1		2652	02
																										1	1	1		1	1		2819	05
																										1	1	1		1	1		2946	02
																										1	1	1		1	1		2986	01
																										1	1	1		1	1		3304	03
																										1	1	1		1	1		3333	03
																										1	1	1		1	1		3394	01
																										1	1	1		1	1		3484	02

要 監 視 項 目																	そ の 他					井戸番号																
ク ロ ロ ホ ル ム	1, 2- ジ ク ロ ロ ペ ン ゼ ン	P- ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン	イ ソ キ サ チ オ ン	ダ イ ア ジ ノ ン	フ エ ニ ト ロ チ オ ン	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	オ キ シ ン 銅	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	ブ ロ ビ ザ ミ ド	E P N	ジ ク ロ ロ ボ ス	フ エ ノ ブ カ ル ブ	イ ブ ロ ベ ン ホ ス	ク ロ ル ニ ト ロ フ エ ン	ト ル エ ン	キ シ レ ン	フ タ ル 酸 ジ エ チ ル ヘ キ シ ル	ニ ツ ケ ル	モ リ ブ デ ン	ア ン チ モ ン	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	全 マ ン ガ ン	ウ ラ ン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	井戸番号						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0131	02			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0372	02			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0397	02			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0404	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0405	14			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0417	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0439	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0456	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0649	06			
																											1								0976	10		
																										1									0977	11		
																										1										0985	10	
																										1										0986	10	
																										1										0987	11	
																										1										0995	12	
																										1										0996	10	
																										1										0997	11	
																										1										1005	21	
																										1										1006	12	
																										1										1015	11	
																										1										1016	11	
																										1										1025	11	
																										1										1026	11	
																										1										1035	11	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0126	05		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0127	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0145	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0147	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0157	03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0158	01	
																																					0380	51
																																					0606	01
																																					0615	01
																																					0616	03
																																					3289	01

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号															
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル			モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFS及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸窒素	亜硝酸窒素	大腸菌数	一般細菌数	
																										1	1	1			1	1	2213	52
																																	2222	51
																										1	1						0132	12
																									2	1	1						0156	05
																									2	2	2						0156	07
																										1	1						0165	54
																										1	1						0165	57
																									2	2	2						0166	07
																										1	1						0176	02
																										1	1						0177	04
																										1	1						0177	08
																										1	1						0480	02
																										1	1						0635	12
																																	0662	08
																										1	1						0679	01
																										1	1						0707	07
																										1	1						0746	03
																										1	1						0746	04
																										1	1						0746	07
																										1	1						0753	02
																										1	1						0991	01
																										1	1						0991	10
																										1	1		1	1			1032	37
																										1	1						1092	01
																										1	1						2810	06
																										1	1						2810	11
																										1	1						2810	12
																										1	1		1	1			3599	04

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル			モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFS及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸窒素	亜硝酸窒素	大腸菌数	一般細菌数
																								1	1	1					0121	43	
																										1	1					0131	25
																									1	1	1					0372	03
																									1	1	1					0381	04
																									1	1	1					0396	05
																									1	1	1					0396	06
																									1							0397	02
																									1	1	1					0406	19
																										1	1					0418	04
																										1	1					0424	02
																									1	1	1					0429	06
																										1	1					0517	01
																										1	1					0529	03
																									1							0649	06
																										1			1	1		0700	07
																										2						0700	10
																										1						0741	08
																										1						0969	08
																										1						0969	51
																										1						0975	09
																										1						0975	52
																									2	2						0979	11
																										1						0989	08
																									2	2						0999	10
																									2	2						0999	51
																										2						1008	58
																										2						1017	10
																									1							0126	05
																																0127	02
																									1							0146	02
																									1							0147	03
																									1			1	1			0157	03
																									2	2						0607	01
																									2	2						0607	03
																									2	2						0607	04
																								1	1	1	1					0615	01
																								1	1	1	1					0616	03
																									2	2						0635	05
																									2	2						3298	02
																									2	2						3298	03
																									2	2						3298	04

令和8年度地下水質測定計画表(継続監視調査)

井戸番号	市町名	地区名	調査区分	測定機関	環境基準項目																														
					カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P	C	B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
0133	35	西宮市	東町1丁目	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0133	40	西宮市	用海町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0134	25	西宮市	里中町2丁目	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0143	05	西宮市	中前田町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0143	25	西宮市	津門西口町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0144	16	西宮市	瓦林町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0144	19	西宮市	高畑町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0144	24	西宮市	二見町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0154	12	西宮市	下大市東町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0154	15	西宮市	下大市東町	継続	西宮市											4	4	4	4	4	4	4	4												
0154	18	西宮市	大島町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0154	20	西宮市	門前町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0154	21	西宮市	若山町	継続	西宮市			1	1							1	1	1			1	1										1			
0164	01	西宮市	段上町3丁目	継続	西宮市											1	1	1			1	1										1			
0164	06	西宮市	仁川町3丁目	継続	西宮市											1	1	1			1	1										1			
0164	07	西宮市	段上町2丁目	継続	西宮市											4	4	4	4	4	4	4													
0190	04	西宮市	山口町金仙寺	継続	西宮市											1	1	1			1	1										1			
0509	02	西宮市	山口町名来	継続	西宮市											1	1	1			1	1										1	1		
0635	08	加古川市	平岡町土山	継続	加古川市											1	1	1	1	1	1	1										1			
0635	11	加古川市	平岡町土山	継続	加古川市																														
0643	03	加古川市	尾上町池田	継続	加古川市			1	1							1	1	1	1	1	1	1													
0643	04	加古川市	尾上町長田	継続	加古川市			1	1							1	1	1	1	1	1	1													
0643	06	加古川市	尾上町池田	継続	加古川市			1	1							1	1	1	1	1	1	1													
0643	08	加古川市	尾上町長田	継続	加古川市			1	1							1	1	1	1	1	1	1													
0654	02	加古川市	野口町水足	継続	加古川市			1								1	1	1	1	1	1	1										1			
0654	04	加古川市	野口町水足	継続	加古川市			1								1	1	1	1	1	1	1											1		
0665	02	加古川市	山手	継続	加古川市																														
0665	04	加古川市	山手	継続	加古川市																														
0683	03	加古川市	志方町上富木	継続	加古川市			1																											
0683	04	加古川市	志方町上富木	継続	加古川市			1																											
0164	58	宝塚市	仁川高台	継続	宝塚市				1																								1	1	
0164	59	宝塚市	仁川高台	継続	宝塚市				1																								1	1	
0174	08	宝塚市	高松町	継続	宝塚市																												1		
0174	10	宝塚市	野上	継続	宝塚市																												1		
0183	52	宝塚市	武庫山	継続	宝塚市																												1		
0185	04	宝塚市	山本南	継続	宝塚市				1																										

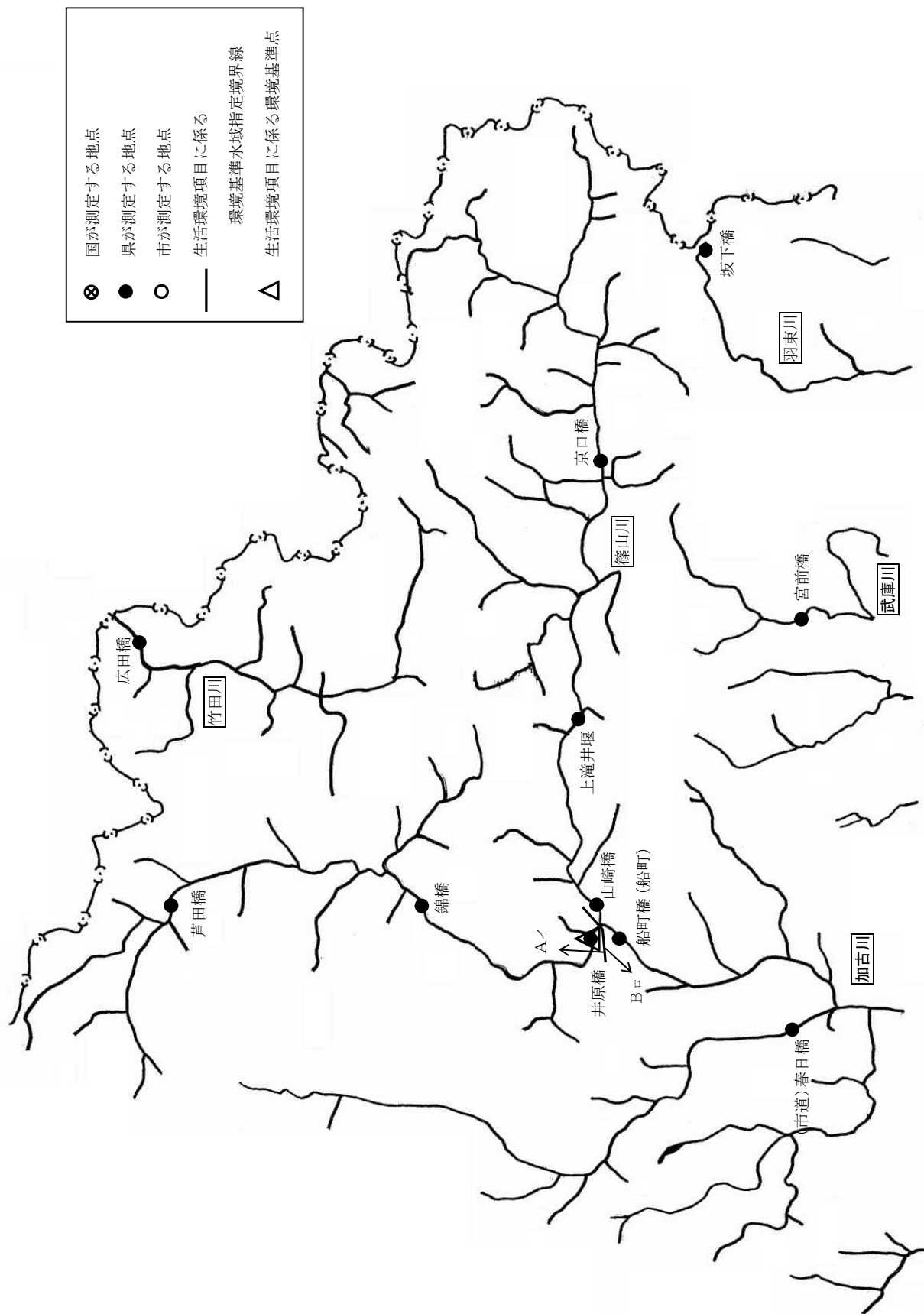
要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル			モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFS及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸窒素	亜硝酸窒素	大腸菌数	一般細菌数
																						1			1	1					0133	35	
																							1		1	1	1					0133	40
																							1		1	1	1					0134	25
																							1		1	1	1					0143	05
																							1		1	1	1					0143	25
																							1		1	1						0144	16
																							1		1	1						0144	19
																							1		1	1						0144	24
																							1		1	1						0154	12
																									4	4						0154	15
																							1		1	1						0154	18
																							1		1	1						0154	20
																							1		1	1						0154	21
																									1	1						0164	01
																									1	1						0164	06
																									4	4						0164	07
																									1	1		1	1			0190	04
																									1	1		1	1			0509	02
																									1	1						0635	08
																																0635	11
																									1	1						0643	03
																									1	1						0643	04
																									1	1						0643	06
																									1	1						0643	08
																									1	1						0654	02
																									1	1						0654	04
																								1	1	1					0665	02	
																								1	1	1					0665	04	
																									1	1						0683	03
																							1		1	1						0683	04
																										1	1					0164	58
																										1	1					0164	59
																																0174	08
																																0174	10
																									1	1						0183	52
																																0185	04

要 監 視 項 目																			そ の 他					井戸番号									
クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン			PFS及びPFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数
																																0992	06
																																0992	08
																																0992	10
																																0992	11
																																1003	01

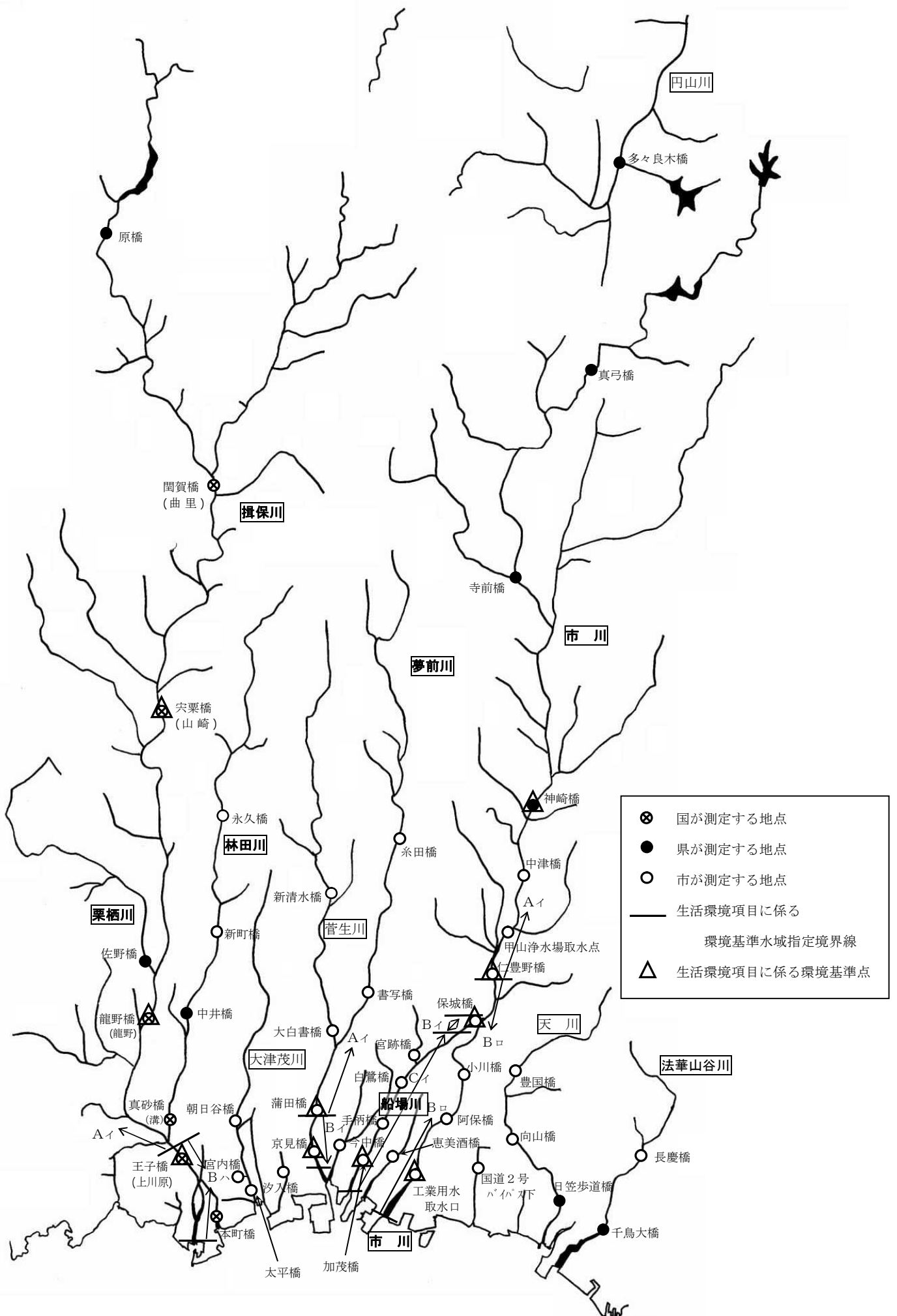
要 監 視 項 目																		そ の 他							合 計										
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノプロカルブ	イプロベンホス	クロロニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A		計	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 群 数	一 般 細 菌 数		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	29	30	30	0	30	30	0	0	120	988	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	7	223	9	9	0	7	7	0	0	32	498	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15	15	0	0	45	465	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	188	8	0	8	7	7	8	8	46	436	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	0	5	5	0	0	20	165	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	6	222	9	9	9	9	9	0	0	45	510	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	149	6	6	0	0	0	0	0	12	319		
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	8	80	8	8	0	8	8	0	0	32	330		
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35	35	27	65	914	95	72	22	83	83	9	9	373	3,776	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	9		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	27	27	0	2	2	0	0	58	188		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	12	12	0	0	0	0	0	24	51		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	19	0	0	1	1	0	0	21	46		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	1	1	0	0	2	28		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16	16	2	0	0	0	0	34	148		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	5	17	24	24	0	2	2	0	0	52	246	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	11	11	0	0	0	0	0	22	91	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	14	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	34	47	112	93	3	6	6	1	1	222	835	
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35	35	48	27	99	961	207	165	25	89	89	10	10	595	4,611
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	0	30	30	0	0	120	989	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	225	9	9	0	9	9	0	0	36	503	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	0	15	15	0	0	45	480		
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	5	189	8	0	8	7	7	8	8	46	444	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	0	5	5	0	0	20	165		
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	4	244	10	10	10	10	10	0	0	50	564		
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	150	5	5	0	0	0	0	10	322		
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	8	80	8	8	0	8	8	0	0	32	336		
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	28	83	956	95	72	23	86	86	9	9	380	3,868	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	9		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	32	32	0	5	5	0	0	74	217		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12	12	0	0	0	0	24	48			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	1	1	0	0	13	30		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1	0	0	2	27		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	28	140		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	5	17	26	26	0	2	2	0	0	56	262	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	10	10	0	0	0	0	20	95		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	12		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	19	32	0	87	1	8	8	1	1	203	809	
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	49	28	102	988	189	156	24	92	92	10	10	0	4,395	

令和 8 年度
水質測定地点図

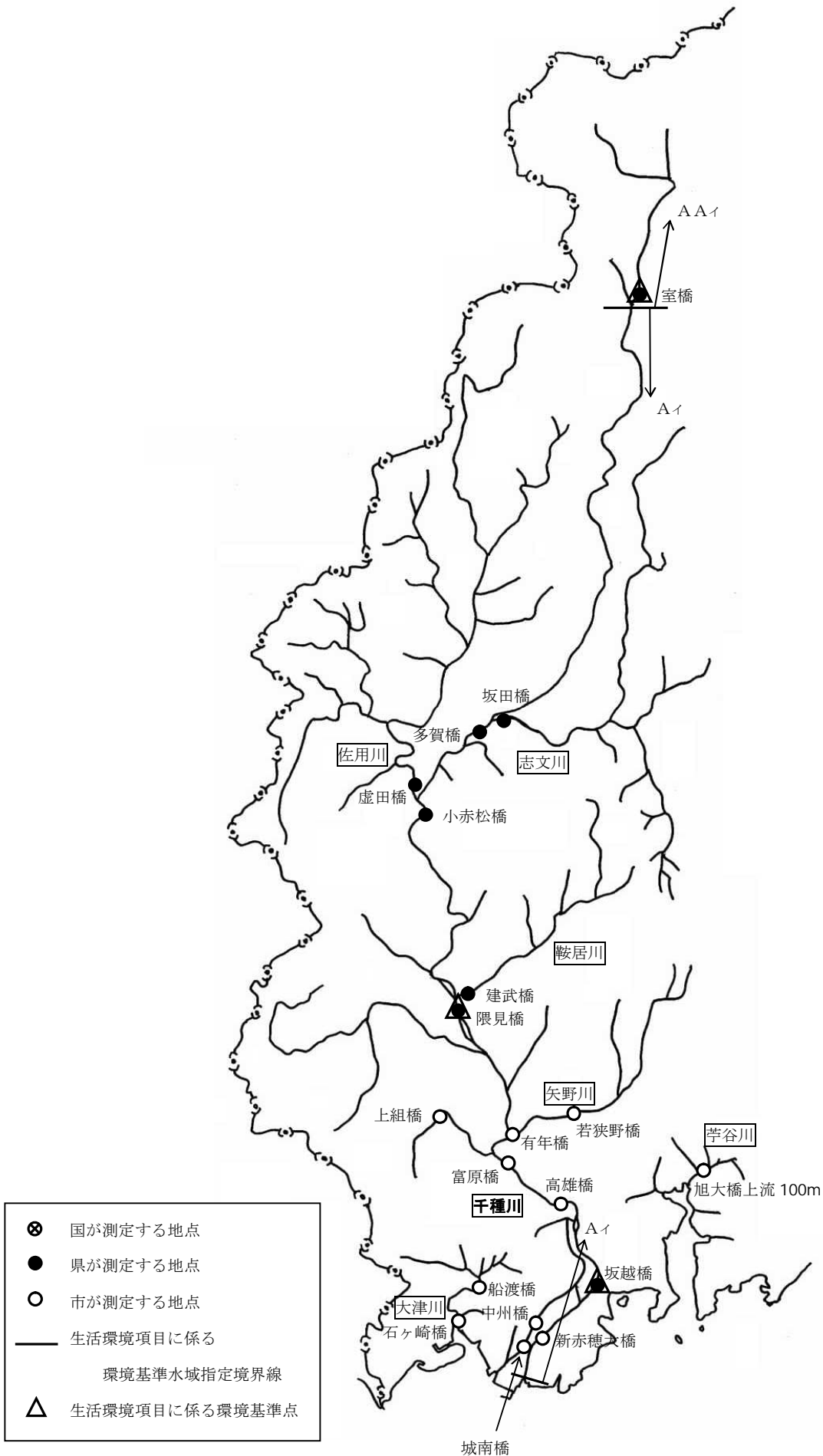
令和8年度水質測定地点図（丹波地域）



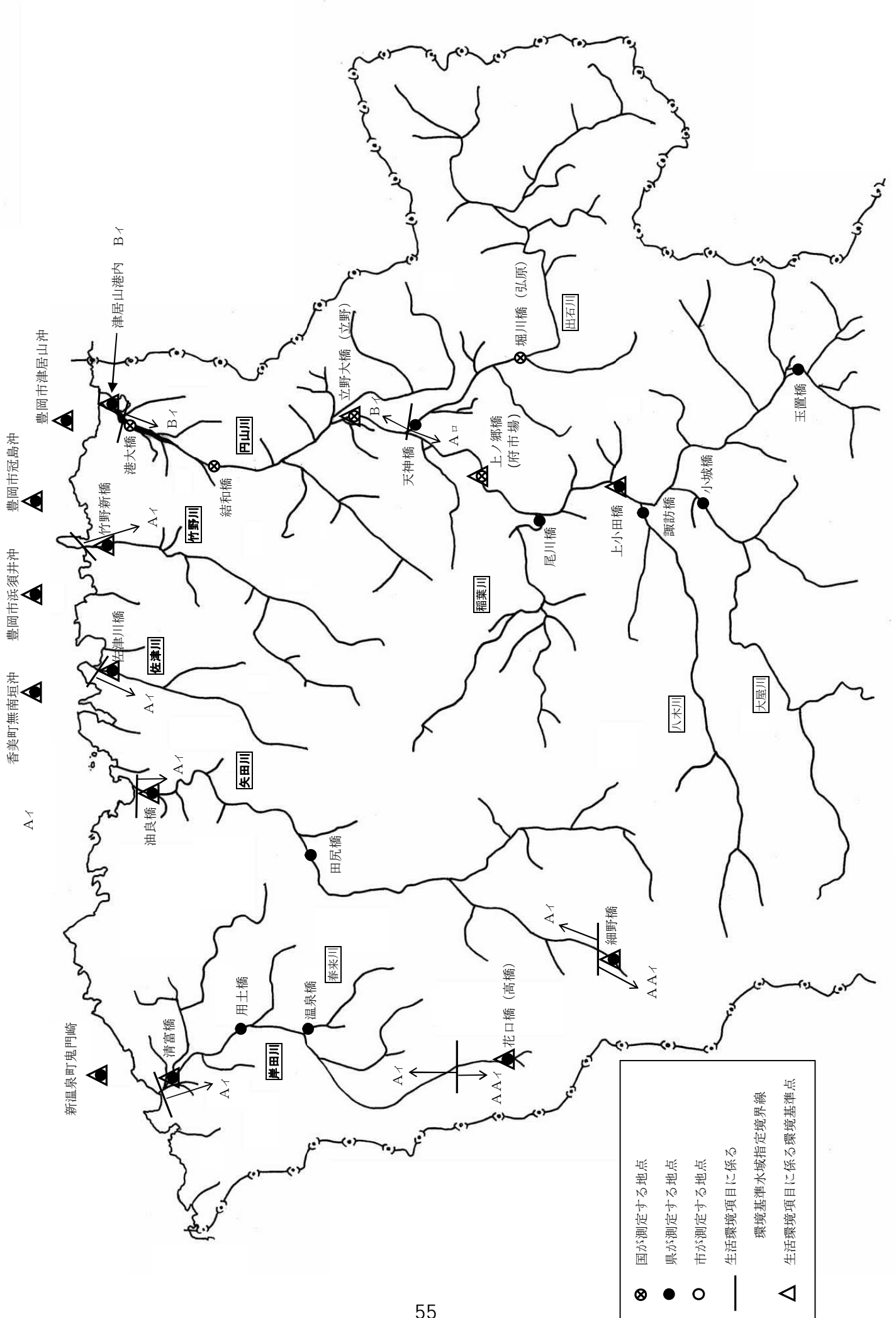
令和8年度水質測定地点図（中播磨地域）



令和8年度水質測定地点図（西播磨地域）

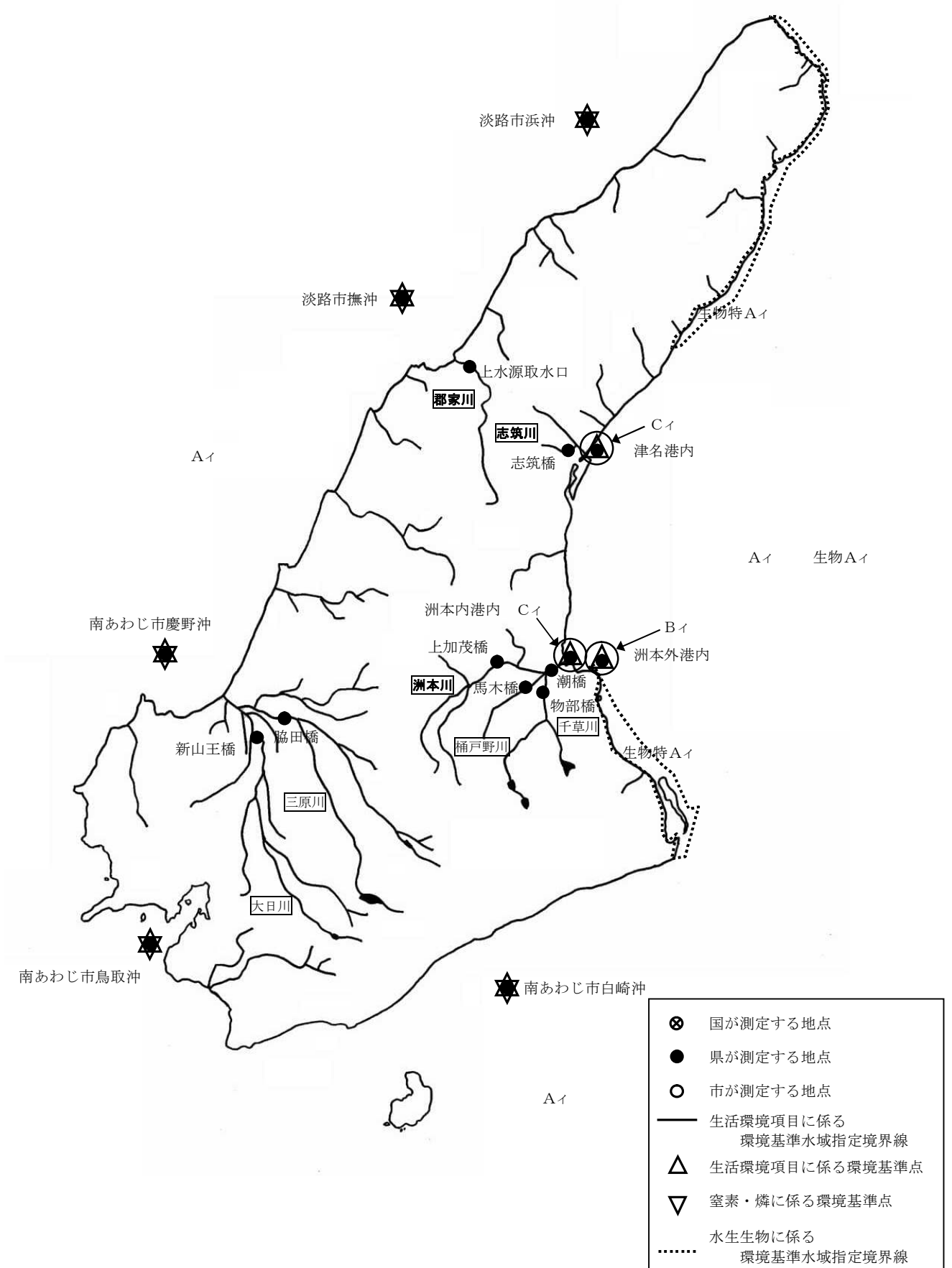


令和8年度水質測定地点図（但馬地域）

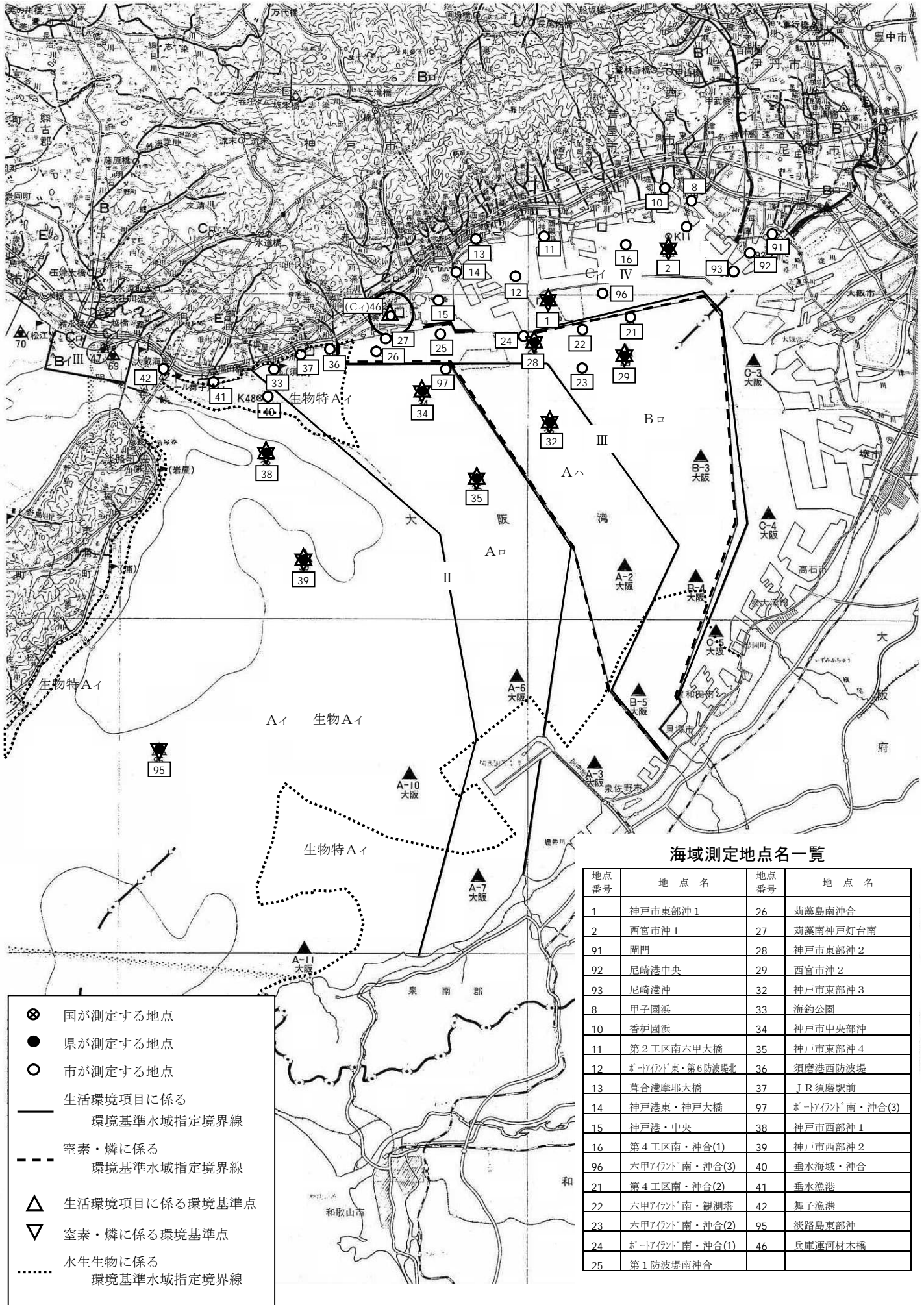


⊗	国が測定する地点
●	県が測定する地点
○	市が測定する地点
—	生活環境項目に係る環境基準水域指定境界線
△	生活環境項目に係る環境基準点

令和8年度水質測定地点図（淡路地域）



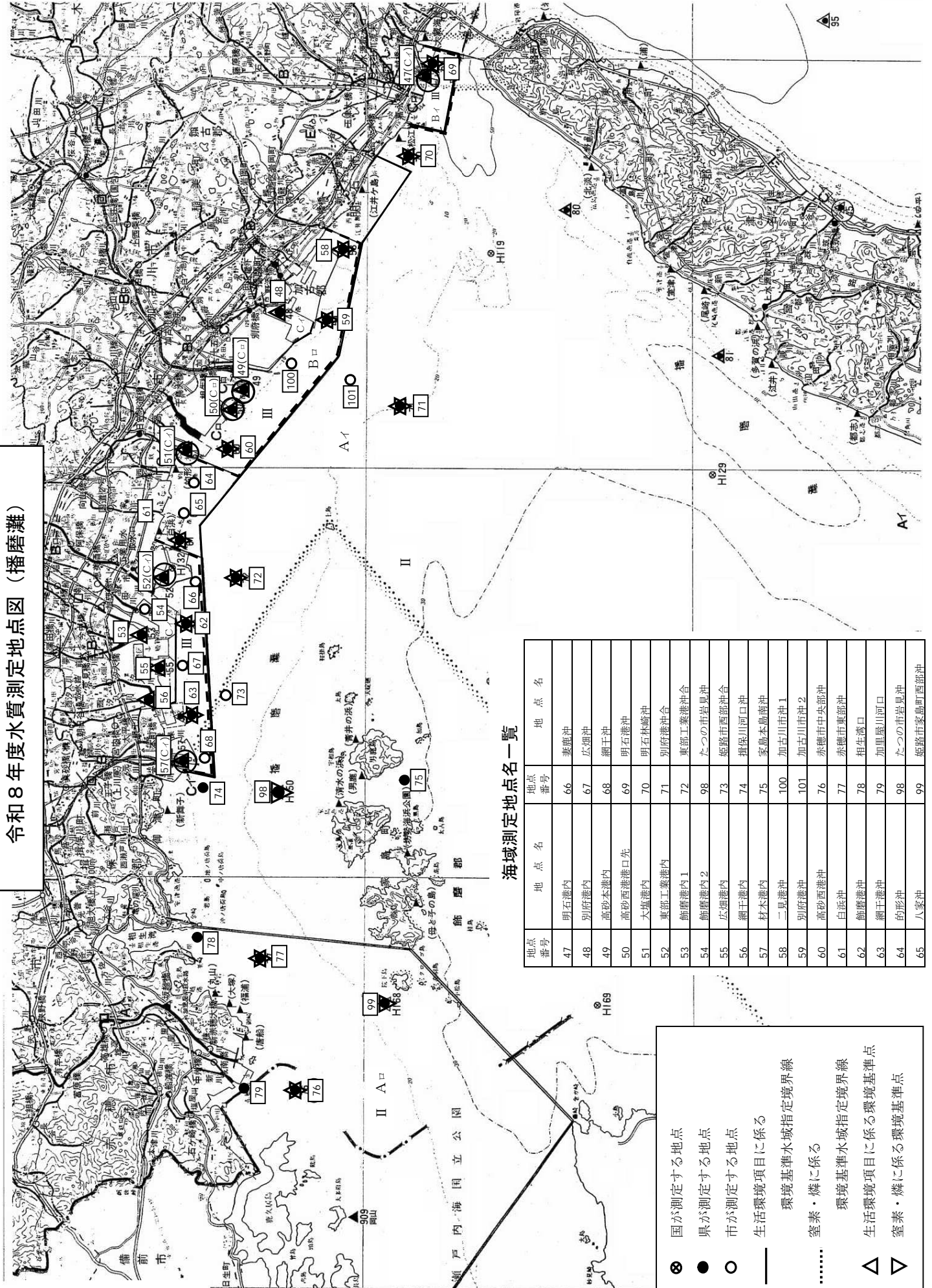
令和8年度水質測定地点図（大阪湾）



海域測定地点名一覧

地点番号	地点名	地点番号	地点名
1	神戸市東部沖1	26	苅藻島南沖合
2	西宮市沖1	27	苅藻南神戸灯台南
91	開門	28	神戸市東部沖2
92	尼崎港中央	29	西宮市沖2
93	尼崎港沖	32	神戸市東部沖3
8	甲子園浜	33	海釣公園
10	香戸園浜	34	神戸市中央部沖
11	第2工区南六甲大橋	35	神戸市東部沖4
12	ポートランド東・第6防波堤北	36	須磨港西防波堤
13	豊合港摩耶大橋	37	JR須磨駅前
14	神戸港東・神戸大橋	97	ポートランド南・沖合(3)
15	神戸港・中央	38	神戸市西部沖1
16	第4工区南・沖合(1)	39	神戸市西部沖2
96	六甲アイト南・沖合(3)	40	垂水海域・沖合
21	第4工区南・沖合(2)	41	垂水漁港
22	六甲アイト南・観測塔	42	舞子漁港
23	六甲アイト南・沖合(2)	95	淡路島東部沖
24	ポートランド南・沖合(1)	46	兵庫運河材木橋
25	第1防波堤南沖合		

- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る環境基準水域指定境界線
- - - 窒素・燐に係る環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点
- ▽ 窒素・燐に係る環境基準点
- 水生生物に係る環境基準水域指定境界線



令和8年度水質測定地点図（播磨灘）

海域測定地点名一覧

地点番号	地点名	地点番号	地点名
47	明石港内	66	妻籠沖
48	別府港内	67	広畑沖
49	高砂本港内	68	網干沖
50	高砂西港港口先	69	明石港沖
51	大瀬港内	70	明石林崎沖
52	東部工業港内	71	別府港沖合
53	飾磨港内1	72	東部工業港沖合
54	飾磨港内2	98	たつの市岩見沖
55	広畑港内	73	姫路市西部沖合
56	網干港内	74	掛保川河口沖
57	材本港内	75	家島本島南沖
58	二見港沖	100	加古川市沖1
59	別府港沖	101	加古川市沖2
60	高砂西港沖	76	赤穂市中央部沖
61	白浜沖	77	赤穂市東部沖
62	飾磨港沖	78	相生渡口
63	網干港沖	79	加東川河口
64	的形沖	98	たつの市岩見沖
65	人家沖	99	姫路市家島町西部沖

- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る環境基準指定境界線
- 窒素・燐に係る環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点
- ▽ 窒素・燐に係る環境基準点

環境基準等

1 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正令和7年3月31日環境省告示第35号)

別表1 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-77のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒(ひ)素	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつて

項目	基準値	測定方法
		は規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールタリン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合には、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

1 河川

(1)河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	1 千種川上流 (千種町室橋から上流) 2 岸田川上流 (岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流 (秋岡橋から上流)

A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1 猪名川上流（箕面川合流点より上流） 2 武庫川上流（三田市大橋より上流） 3 加古川上流（篠山川合流点より上流） 4 市川上流（仁豊野橋より上流） 5 夢前川上流（蒲田橋より上流） 6 揖保川上流（林田川合流点より上流） 7 千種川下流（千種町室橋から下流） 8 円山川上流（出石川合流点より上流） 9 岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点より下流） 10 矢田川下流（秋岡橋より下流） 11 竹野川（全域） 12 佐津川（全域）
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	1 猪名川下流(1)（箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く） 2 神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川） 3 武庫川中流（三田市大橋より仁川合流点まで） 4 明石川上流（伊川合流点より上流） 5 加古川下流（篠山川合流点より山陽線鉄橋まで） 6 加古川下流（山陽線鉄橋より下流） 7 市川下流（仁豊野橋より潮止えん堤まで） 8 夢前川下流（蒲田橋より潮止えん堤まで） 9 揖保川下流（林田川合流点より下流） 10 円山川下流（出石川合流点から港大橋まで） 11 志染川（吞吐ダム上流端から上流） 12 船場川上流（保城橋から上流）

C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	1 武庫川下流（仁川合流点より下流） 2 明石川下流（伊川合流点より下流） 3 伊川（伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流） 4 庄下川（本流全域） 5 昆陽川（本流全域） 6 夙川（本流全域） 7 船場川下流（保城橋から下流） 8 別府川（本流全域）
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)（藻川分岐点から藻川合流点まで） 2 喜瀬川（本流全域）
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られない こと。	2mg/L 以上	—	1 福田川（本流全域） 2 谷八木川（本流全域）
測定方法		規格 K0102-1 12に定 める方法 又はガラ ス電極を 用いる水 質自動監 視測定装 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	規格 K0102-1 18に定 める方 法	付表8に 掲げる 方法	規格 K0102-1 21.2、 21.3、 21.4及 び21.5 に定め る方法 又は隔 膜電極 を用い る水質 自動監 視測定 装置に よりこ れと同 程度の 計測結 果の得 られる 方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は除く。) に定め る方法 (ただし、 試料採 取後直 ちに試 験がで きない ときは、 0～5℃ (凍結 させな い)の 暗所に 保存し、 9時間 以内に 試験す ること が望ま しく、 12時 間以内 に試験 する。)	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 7 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 猪名川(1) (ゴルフ橋 (虫生地点) より上流に限る。)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 猪名川(2) (ゴルフ橋 (虫生地点) より下流に限る。) 2 神崎川 (安威川及び猪名川を除く。)

生物特 B	生物A又は生物Bの水 域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、 12.4 及び 12.5 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 K0102-4 6.2.5 に掲げ る方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	1千苅水源池（千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域）
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2（規格 K0102-5 5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	

備考
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3 水道3級を利用目的としている測定点（水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^リ 磷	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	—
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 千苅水源池（千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（令和7年度）全磷 0.019mg/L
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	—
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	—
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	—
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格 K0102-2 18.4（18.4.1.4のbを除く。）に定める方法	X

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷(りん)の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法

工

項目 種類	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法
備 考		
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

2 海域
ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出され ないこと。	1～3 大阪湾(3)～ (5) 4 播磨海域(13) 5 播磨灘北西部 6 淡路島西部・南部 海域 7 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。	1 大阪湾(2) 2 洲本港(2) 3 播磨海域(11) 4 播磨海域(12) 5 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	1 大阪湾(1) 2 洲本港(1) 3 津名港 4 兵庫運河 5～14 播磨海域(1) ～(10)
	測定方法	規格 K0102-1 12に定め る方法又は ガラス電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	規格 K0102-1 17.2に定め る方法(た だし、B類 型の工業用 水及び水産 2級のうち ノリ養殖の 利水点にお ける測定方 法はアルカ リ性法)	規格 K0102-1 21.2、21.3、 21.4及び 21.5に定め る方法又は 隔膜電極 若しくは光 学式センサ を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	K0102-5 5.6.2(規格 K0102-5 5.6.2.7は 除く。)に定め る方法(た だし、試料採 取後直ちに 試験ができ ないときは、 0～5℃(凍結 させない)の 暗所に保存 し、9時間以 内に試験す ることが望 ましく、12 時間以内に 試験する。)	規格 K0102-1 22.5に定め る方法	

備考

1 アルカリ性法とは、次のものをいう。
 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の半明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2 \text{ mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)
 (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)
 f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点 (自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。) については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^リ 磷	
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げる もの (水産 2 種及び 3 種 を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	—
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げる もの (水産 2 種及び 3 種 を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	1 大阪湾(ハ) 2 播磨灘北西部 3 播磨海域(二) 4 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産 2 種 及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1 大阪湾(ロ) 2 播磨灘(イ) 3 播磨灘(コ) 4 播磨灘(ハ)
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	1 大阪湾(イ)
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2 を除 く。) に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4 の b を除 く。) に定める方法	X

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される

水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	水生生物が生息する 水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 大阪湾（全域。ただし、 大阪湾（イ）（ロ）（ハ） 及び（ニ）に係る部分を 除く。） 2 播磨灘北西部（全域。た だし、播磨灘北西部（イ） に係る部分を除く。）
生物特 A	生物Aの水域のうち、 水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚子の生 育場として特に保全 が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	1 大阪湾（イ） 2 大阪湾（ロ） 3 大阪湾（ニ） 4 播磨灘北西部（イ）
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5に定 める方法	付表9に掲 げる方法	規格 K0102-4 6.2.5に定めるに 掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低 い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	—
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	—
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域 を解消する水域	2.0 mg/L 以上	1 大阪湾奥部
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定め る方法又は付表 10に掲げる方法	X

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 瀬戸内海（兵庫県）の海域における望ましい栄養塩類の濃度
 （令和元年10月25日兵庫県告示第513号）

項目 類型	全窒素	全 ^{りん} 磷	該当水域
Ⅱ	0.2～0.3 mg/L	0.02～0.03 mg/L	1 大阪湾(ハ) 2 播磨灘北西部 3 播磨海域(二) 4 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2～0.6 mg/L	0.02～0.05 mg/L	1 大阪湾(ロ) 2 播磨灘(イ) 3 播磨灘(ロ) 4 播磨灘(ハ)
Ⅳ	0.2～1 mg/L	0.02～0.09 mg/L	1 大阪湾(イ)

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月環境庁告示第10号、最終改正令和7年3月環境省告示第41号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-77のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		